



うちなー健康経営宣言

第 509 号

令和 4 年 7 月 15 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

生涯現役

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聞いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 毎年、35 才以上の社員に人間ドックを受診させる。

「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。